

大分類「(4) 議会の組織・権限・審議」に関する検討項目の方向性・取り組み(案)

●中分類①組織

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>a. 会派</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉会派の定義見直し(民主)</li> <li>・会派拘束(党議拘束)を原則廃止(民主)</li> <li>・会派のあり方と活動(会派性の担保と役割・権限)(公明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉会派 「5人以上の所属議員を有する会派」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項)をいい、団長会議への出席、市会運営委員の割り当てがある。</li> <li>・会派のあり方 「会派は政策の決定及び形成に資するためその理念を共有する2人以上の議員を持って結成する。」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項における会派に関する要項)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交渉会派の定義 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会運営委員会で必要に応じ協議されているため現行どおりとする。</li> <li>○ 交渉会派の定義や非交渉会派が運営委員会に参加できる仕組みを協議する。</li> </ul> </li> <li>2 会派(党議)拘束の原則廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会派内の問題であり、現行どおりとする。</li> <li>○ 活発な議論を経て公論を形成していく過程における会派拘束の時期などについて協議する。</li> </ul> </li> <li>3 会派のあり方と活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派のあり方」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとする。</li> <li>○ 会派のあり方については、現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項のとおりとする。</li> </ul> </li> </ol>
<p>b. 補助体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性(民主)</li> <li>・政策調査・立案機能の強化(当局)</li> </ul>	<p>【議会・議員】</p> <p>委員会活動における参考人招致(テーマにより所属委員以外にも広く呼びかけ)や議員連盟などの議員活動や会派活動において外部有識者の知見を活用</p> <p>【議会局体制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局長、副局長</li> <li>・総務課(16名体制)</li> <li>・議事課(16名体制)</li> <li>・政策調査課(17名体制)</li> <li>・議会局総数=51名体制(嘱託員除く)</li> </ul> <p>《政策調査サポート体制》</p> <p>委員会担当、会派担当、法制等担当を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主調査に基づく刊行物を発行(市会ジャーナル、法制レポート、判例情報)</li> <li>・市会図書室の運営</li> <li>・市会情報システムの運営</li> <li>・「法務分野人材育成計画」(総務局H24.2)に基づき法務分野の人材を全庁的に育成。また、「政策調査課職員育成ビジョン」(議会局H23.9)に基づき、課内において人材を育成</li> </ul>	<p>議会機能を強化(事務執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言)するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会活動の必要に応じ、附属機関や調査機関・検討会及び公聴会、参考人招致などの制度による学識経験者、専門家など外部有識者の知見を活用していくことかどうか。</li> <li>2 議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていく。</li> </ol>
<p>c. 委員会構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会の位置付け(民主)</li> <li>・常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し(ヨコ会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で8常任委員会及び7特別委員会を設置している。</li> <li>・各常任委員会の委員定数は11人及び10人</li> <li>・各特別委員会の付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行い、結論が得られた時に報告書を提出する運営方法としている。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 常任委員会 機構改革や局事業の関連性などから、その都度所管局は議論されており、また組織(局数)からも、現行どおりでどうか。</li> <li>2 特別委員会 付議事件を調査・研究テーマとして、委員間討議や有識者の知見活用による政策提言、意見型の運営方法としており、また、市会運営委員会において、役員改選の都度委員会の見直しを協議することから、現行どおりでどうか。</li> </ol>
<p>d. 委員任期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな)</li> </ul>	<p>1年(委員会条例第3条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員任期は現行どおりとする。</li> <li>○ 特別委員会については、複数年にわたる計画等を審査するために委員任期の複数年制について協議する。</li> </ul>
<p>e. 協議又は調整を行う場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな)</li> </ul>	<p>【議員・委員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議においては、議員提出議案に対する質疑や討論が行われている。</li> <li>・常任委員会では、質疑時に必要に応じ適宜実施しており、特別委員会では、テーマに沿って討議を実施している。</li> </ul> <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】</p> <p>地方自治法の規定に基づき会議規則等に規定した協議・調整の場は設置していない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員間討議 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ適宜委員間での討議は行われているが、引き続き、討議により合意形成に努めることとする。</li> <li>○ 執行機関との質疑後に委員間討議の場を設ける運営とする。</li> </ul> </li> <li>2 協議又は調整の場 議会の機能強化、議会活動を円滑かつ効率的に行うために必要に応じ協議又は調整の場を設置する。また、団長会議、全員協議会など必要に応じて会議規則で位置付けていくことかどうか。</li> </ol>
<p>f. 議員連盟</p>	<p>議員連盟が設立され、議会局が庶務を担当している。</p>	<p>議員の活動として、目的達成に向け効率・効果的に行うこととすることかどうか。</p>

●中分類②権限

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>a. 議会の権限 c. 議決事件 ・議会の監査権限の強化(公明)</p> <p>・行政法人を含む外郭団体への審査(公明)</p> <p>・政策執行に関する監視及び評価(公明)</p> <p>・予算編成権とその日常的な執行など首長の権限は大きく、近年の地方分権の推進により、さらに増加しているが二元代表制の本旨や主権在民からも議会が、首長権限とのバランスを保っていく事が重要である。(ネット・無ク)</p>	<p>・地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件に関する条例 (1) 地方公務員法第8条第5項の規定により人事委員会の喚問する証人の費用弁償に関すること (2) 長期にわたる重要事業の計画決定に関すること ・議会から監査委員2名を選出 ・法令に基づき本会議で監査報告されている。 ・決算審査に当たり決算審査意見書について代表監査委員に説明を求めている。 ・予算・決算特別委員会での審査における指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致に関して申し合わせ・確認をしている。 ・法定団体の経営状況説明書類の本会議配付にあわせ、法定団体に準ずる団体の経営状況説明書類を各所管の常任委員会で配付している。</p>	<p>1 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大 ○ 基本構想、行政全般に係る基本的な計画及び各分野における基本的な計画等の策定、変更及び廃止を議決事件とするとともに、計画策定前の説明及び計画策定後に定期的な報告を求めることとする。 (案) ただし、各分野における基本的な計画等については、計画策定前の説明を受けた常任委員会において、議決すべき事件とするか判断することとする。</p> <p>2 委員会審査のあり方 ○ 常任委員会、予算・決算特別委員会審査において、独立行政法人を含む外郭団体の審査を適宜実施するとともに、参考人制度などを活用し、外郭団体の責任者が出席したうえで審査できる仕組みについて協議する。</p>
<p>b. 議員提案の仕組み ・積極的な議員提案(政策提言)の仕組み(公明)</p> <p>・政策に係る議員提出議案を提出する際の当局とのルール設定(当局)</p>	<p>・常任委員会において、所管事項に属する事務について委員会提案による議案を提出 ・特別委員会において、付議事件の調査・研究を行い、結果を議長あて報告 ※特別委員会においても委員会提案による議案提出は可能 ・「議員提出議案について」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項) ・「会派(賛成者)による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」(団長会議決定) ・議員提出議案の提出について議会と当局で取り交わしたルールはない。</p>	<p>○ 現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項及び団長会議決を遵守し、現行どおり、各案件の内容等に応じ必要な協議を行い、円滑な議員提案の提出を図ることとする。</p>

●中分類③審議

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>b. 会期 ・会期の決定方法(民主)</p> <p>・会期中の日程調整(民主)</p> <p>・定例会の回数・会期(公明)</p> <p>・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな)</p>	<p>・定例会の本会議初日に会期を決定 ・会期日程については概ね2か月前に運営委員会で決定し周知している。 ・運営委員会で決定した会議日程の常任・特別委員会枠内で、各委員会ごとに正副委員長、委員及び執行機関と調整し日程を確定 ・年4回で年間会期日数は147日程度 (平成22年6月7日開催の運営委員会決定に基づき、会期枠内に特別委員会、予算研究会、決算特別委員会及び行政視察日程を組み入れることとし、平成23年第3回定例会から会期枠の拡大を図った) ・平成23年実績 (1定) 1月28日～3月18日 (2定) 5月17日～5月31日 (3定) 9月2日～10月28日 (4定) 11月29日～12月16日</p>	<p>1 会期の決定方法 会期日程は概ね2か月前に市会運営委員会で決定されることから現行どおりとすることでどうか。</p> <p>2 会期中の日程調整 会期日程を最優先とすることを市会運営委員会申し合わせ・確認事項とすることでどうか。</p> <p>3 定例会の回数・会期 ○ 現行どおりとする。 ○ 会期日程については、議案発送から本会議質疑までに必要な期間(現行は7日間)を確保すること、及び各会派への議案説明を早めることについて協議する。</p>

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>c. 請願・陳情審査 ・本会議・委員会(請願、陳情審査)等議会審議・活動(自民)</p> <p>・請願などの審議方法(民主)</p> <p>・請願と署名議員の公正化(議員の自己請願の取り扱い)(公明)</p> <p>・陳情もすべて付託して審査する。(共産)</p> <p>・請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱い(ヨコ会)</p>	<p>【請願の審査及び審査結果通知】 請願は、全て委員会付託している。請願者には、採択・不採択の結果を通知しているが、平成20年9月3日開催の運営委員会において、審議等の結果は、本会議傍聴、インターネット中継、モニター放映及び議事録から知ることができるため、請願者への通知文には理由を付記しないことを決定している。</p> <p>【陳情の審査方法及び審査結果通知】 陳情は、委員会審査の効率化を図る観点から、平成10年4月より、横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定に基づき、地方自治法第99条に関するもの(意見書の提出)及びそれに類するもので必要と認められたもの(決議を求めもの)について関係委員会に付託しその結果を通知している。 それ以外のもの(行政要望等の陳情)については、運営委員会において、効率、効果的な委員会審査の観点から付託しないことを決定しており、執行機関に回答を求め、陳情提出者に通知している。</p> <p>【紹介議員】 請願を審査する委員会の委員は、原則紹介議員にならないこととしている。(慣例)</p> <p>【請願紹介議員からの意見聴取】 横浜市会請願及び陳情取扱要綱では、紹介議員は委員会の要求に応じて説明しなければならないと規定しているが事例はない。</p> <p>【自己請願】 自己請願に関する申し合わせ等はない。</p>	<p>1 請願・陳情審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会運営委員会で議論されてきている経緯もあることから、現行どおりとする。</li> <li>○ 行政要望等を含むすべての陳情を付託し審査することとする。</li> </ul> <p>2 請願・陳情受理期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行どおり当初議案上程日の5日前とする。</li> <li>○ 定例会中の請願・陳情の受理期限についてあらためて協議する。</li> </ul> <p>3 審査結果通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会運営委員会において議論されてきている経緯もあることから、現行どおりの取り扱いとする。</li> <li>○ 審査結果通知に採択・不採択の理由を明記する。</li> </ul> <p>4 議員の自己請願及び紹介議員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員は審議権、議決権を持っていることから、自己請願は遠慮すること等を協議する。</li> <li>○ 市民としての請願権もあることから、各自が判断すべきことであるため現行どおりとする。</li> </ul>
<p>d. 予算議案の審査方法 ・予算議案の審査方法(予算研究会、予算代表・関連質疑、局別審査、総合審査)の再検討・見直し(当局)</p>	<p>・予算研究会4日(各会派)</p> <p>・本会議 予算代表質疑1日(交渉会派) 予算関連質疑1日(各会派)</p> <p>・予算特別委員会(2委員会) 局別審査10日 総合審査1日(連合審査) 常任委員会への審査委嘱4日(常任審査)</p>	<p>現行の予算議案の審査方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。</li> <li>○ 本会議での予算質疑に関する日程を拡大する。</li> </ul>
<p>e. パソコン等の持込み ・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな)</p> <p>・市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営を行う。(ヨコ会)</p>	<p>・パソコンの持込は不可 ※平成20年9月3日開催の運営委員会において、パソコンの持ち込みについては、操作による他の委員への影響や利用する場合のルールの確立やインフラ整備など課題の整理を進める必要があることを決定した。</p> <p>・携帯電話の持込は禁止 ※平成12年5月18日開催の運営委員会において、携帯電話の会議室への持ち込みを禁止する取り扱いとすることが口頭で申し合わせされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。</li> <li>○ パソコンの持ち込みに当たっての課題や環境などを議論する。</li> <li>○ 議会の活性化から、ルールは必要だがパソコンの持ち込みを認める。</li> </ul>
<p>f. 採決方法 ・議案等の電子採決(押しボタン式投票の)導入</p>	<p>現行、本会議・予決算特別委員会では起立採決又は簡易採決、常任委員会・運営委員会は挙手採決又は簡易採決を原則としている。</p>	<p>他都市での導入実績、費用対効果などから現行どおりかどうか。</p>
<p>g. 委員外の発言 ・議員相互で意見交換を行う。(共産)</p>	<p>・委員外(傍聴)議員は認めている。 ・委員外議員の発言は委員会の許可制としている。</p>	<p>委員会運営上、委員外議員の発言は、委員会の許可制となっていることから現行どおりかどうか。</p>

## 横浜市会議員の海外視察取扱い要綱の改正経過

年月日	改正内容
昭和58年 6月27日制定  ※これ以前は 内規により実施	<p>【資格要件】 海外視察は、<u>2期以上</u>の議員については、<u>任期中1回</u>視察できるものとする。</p> <p>【旅費】 視察先ごとに、期間、旅費の限度額を次のとおりとする。 中国方面 10日間 60万円 東南アジア方面 10日間 80万円 オーストラリア 10日間 100万円 欧州、米国、中近東、ソ連、南米、カナダ、アフリカ 10日以上 120万円</p>
昭和60年 3月28日改正	<p>【資格要件】 海外視察は、<u>2期以上</u>の議員については、<u>任期中</u>視察できるものとする。 <u>※回数制限なし</u></p> <p>【旅費】 任期中の旅費の限度額は、120万円とする。</p>
平成5年 2月24日改正	<p>【資格要件】 議員は、<u>任期中（原則として1回）</u>海外視察を実施できる。ただし、<u>議員としての経歴が2年に満たない期間は除く。</u></p> <p>【旅費】 旅費の限度額は、120万円とする。ただし、1期の議員は、60万円とする。</p>

※改正理由及び根拠は不明

## 他都市議会における議員報酬に関する調査機関等について

	三重県議会	さいたま市議会	名古屋市会
名 称	議員報酬等に関する在り方調査会	議会の在り方に関する調査会	議会改革推進会議
根 拠	議会基本条例第13条第1項に基づく調査機関 ↓ 設置議決 (平成23年6月28日)	議会基本条例第14条第2項に基づく調査機関 ↓ 設置議決 (平成24年3月16日)	議会内部機関
要綱名	議員報酬等に関する在り方調査会運営要綱	さいたま市議会議会の在り方に関する調査会設置要綱	議会改革推進会議設置要綱
設置期間	平成23年6月28日 ～平成24年6月30日	平成24年4月1日 ～平成25年2月4日	平成24年1月19日～
所掌事項等	(1)議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方 (2)その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題	(1)議員報酬 (2)政務調査費 (3)議員の定数 (4)前各号に掲げるもののほか、議会の改革に必要と認める事項として議長が指定したもの	議会改革に関する諸課題 ○会議において協議する事項 ・議会報告会の実施 ・議員報酬 ・議員定数 ・海外視察のあり方 ・議会基本条例の課題 ・その他
構 成	5名以内	7人以内	各会派が推薦する議員2名
委員名簿 (敬称略)	大森 彌【座長】 (東京大学名誉教授) 青山 彰久 (読売新聞東京本社編集委員) 岡本 直之 (三重県経営者協会会長) 金森 美智子 (日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長) 廣瀬 克哉 (法政大学法学部教授)	松本 正生【会長】 (埼玉大学経済学部教授) 牛山 久仁彦【副会長】 (明治大学政治経済学部教授) 清宮 安雄 (さいたま市商店街連合会会長) 田口 邦雄 (緑区区民会議会長) 田口 花子 (弁護士) 田村 達久 (早稲田大学法学学術院教授) 中村 みよ子 (さいたま市自治会連合会副会長)	浅井 康正(減税)【座長】 渡辺 義郎(自民)【副座長】 山田 まな(減税) ふじた 和秀(自民) 三輪 芳裕(公明) 金庭 宜雄(公明) おくむら 文洋(民主) 加藤 一登(民主) 舟橋 猛(新政) 玉置 真悟(新政) わしの 恵子(共産) 田口 一登(共産)

## 区づくり推進横浜市議員会議の設置経緯について

平成6年5月25日	<p>団長会議において「区づくり推進横浜市議員会議」の設置が決定され、同日に運営要領が制定される。</p> <p>○個性ある区づくり推進費を会議事項とし、年2回程度開催することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月頃…年度当初の執行計画策定に関して</li> <li>・10月頃…前年度実績と当該年度執行状況等に関して</li> </ul>
平成6年6月8日	<p>「区づくり推進横浜市議員会議」事務取扱が制定される。</p> <p>○開催日を全区統一とすることや、会議における協議事項について採決を行わないことを定めた。</p>
平成6年7月4日	<p>第1回区づくり推進横浜市議員会議が各区において開催される。</p>
平成16年12月10日	<p>団長会議において、運営要領の改正が決定された。</p> <p>(※運営要領は別紙参照)</p> <p>○開催回数を増やし(年2回⇒3回)、開催内容及び時期を明確にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月頃…翌年度予算案に関して</li> <li>・6月頃…当該年度執行計画等に関して</li> <li>・10月頃…前年度実績と当該年度執行状況、翌年度予算編性の考え方に関して</li> </ul>

## 区づくり推進横浜市会議員会議運営要領

制 定 平成 6年 5月25日

最近改正 平成16年12月10日

### 1 目 的

本市における個性ある区づくり推進費について協議するため、各区に区づくり推進横浜市会議員会議（以下「会議」という。）を置く。

### 2 召 集

会議は、市会議長が招集する。

### 3 構 成

会議は、当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。

### 4 会議事項

個性ある区づくり推進費に関すること。

### 5 説 明 員

区長及び区役所関係職員とする。

### 6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 翌年度予算案に関して、2月頃に開催する。
- (2) 当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。
- (3) 前年度実績と当該年度執行状況、翌年度予算編成の考え方に関して、10月頃開催する。

### 7 事 務

会議の事務は区長が行い、座長は会議の概要を議長に報告する。

### 附 則

この要領は、平成16年12月10日より施行する。

## 区づくり推進横浜市会議員会議報告書の取り扱い及び記載内容について

### 1 報告書に関する規程及び取り扱い

区づくり推進横浜市会議員会議運営要領（平成6年5月25日制定、平成16年12月10日改正）（資料4に別添）に基づき、会議の事務は区長が行うとともに、当概区選出の市会議員による互選によって置かれた座長は、会議の概要を議長に報告することとしている。

### 2 報告書の記載内容

各区とも、①開催日時、場所、②出席者、③会議概要（議題及び議事内容）を記載している。

議事内容は、以下のように分類される。

#### （1）主な質問・意見・要望の項目を記載している区（4区）

神奈川区、南区、金沢区、港北区

#### （2）主な質問・意見・要望の要旨を記載している区（7区）

西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、緑区、都筑区

#### （3）主な質問・意見・要望の要旨とそれに対する区の回答（一部のみ回答を含む）を記載している区（7区）

鶴見区、港南区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区



## 区行政への議会の審議・審査について

## 1 要求資料（1 / 2 5 前回の委員会）

他都市における区行政への議会の関与と議事録等の公開について

→ 行政区単位で議会が審議・審査する事例はない。

北九州市では、区政推進事業費の決算審査にあたり、区選出議員に事前説明を行っているが議事録は作成していない。

## 2 横浜市における区行政への議会審議・審査

## (1) 現行

予・決算特別委員会	常任委員会	区づくり推進横浜市議員会議
・局別審査（市民局審査） 個性ある区づくり推進費 に関して区長会議の議長 区、幹事区の区長が出席して いる。	・予特委からの審査委嘱 市民局審査において、個 性ある区づくり推進費に に関して区長会議の議長 区、幹事区の区長が出席し ている。	・個性ある区づくり推進費 ①翌年度予算案→2月頃 ②当該年度執行計画等 →6月頃 ③前年度実績、当該年度執行 状況、翌年度予算編成 →10月頃

## (2) 現行の実施方法における課題

- ① 市民局審査における個性ある区づくり推進費関連の事業等の審査にとどまってお  
り、局からの区配当予算全般の事業等に及んでいない。
- ② 予算・決算にあわせた審査であり、年間を通し適宜行う審査となっていない。

## (3) 予・決算特別委員会及び常任委員会審査（変更案）

予・決算特別委員会	常任委員会
・局別審査での区長出席 局ごとに予算・決算を審査する局別審査に おいては、区への配当予算もあることから、 局別審査において区長の出席を求める通告 があった場合、当該区長は出席する。	・常任委員会での区長出席 各常任委員会の審査において、必要に応 じ委員会として区長の出席を求めた場合、 当該区長は出席する。

## (4) 区づくり推進横浜市議員会議運営（変更案）

- ① 協議事項を個性ある区づくり推進費から区予算に係る主要事業とする。
- ② 予算・決算時の開催は、市会予・決算審査の前に開催し、協議内容が活かされる  
ものとする。
- ③ 会議の議事録を作成し、議長に提出する。
- ④ 会議の性格は、当面、要綱で設置する議長の招集会議とし、今後、区への権限委  
譲や機能・組織体制の強化を捉え、特別委員会や地方自治法第100条第12項に基づ  
く協議の場などの位置付けを検討する。（議会局機能の強化も図る必要がある。）